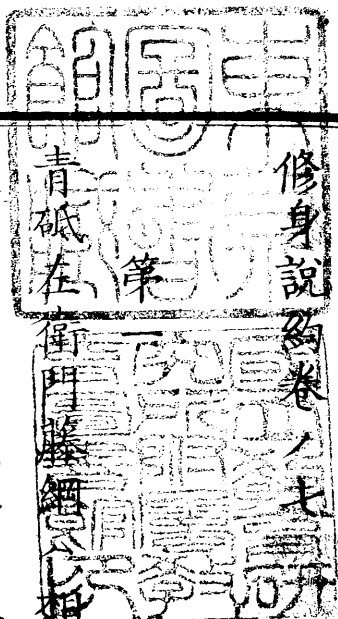


修身說約

K110.1
55
7-8

綴卷ノ便宜ニ從ヒ七八ノ卷ヲ合シテ
 一卷ト爲セリ第十八章以下八即八ノ
 卷ナリ看官之ヲ諒セヨ

明治十二年十二月廿五日 編者識



修身說 卷ノ七

木戸 麟 編纂

青砥在衛門藤經八相摸守平時頼ニ仕ヘテ采邑

數十所ヲ領シ其ノ家富饒ナレバ私事ハ極メテ
 節儉ヲ行ヒ公事ニハ則金銀ヲ擲チテ吝マザル
 コト、敝屣ヲ捨ツルガ如シ其ノ他貧窶ノ者ニハ、
 衣食ヲ給シ遠方ノ訴訟人貧ニシテ鎌倉ニ留ル
 コト能ハザル者等ニハ其ノ資ヲ與ヘテ志ヲ成
 サシメタリ曾一士人ノ訟ヘアリ事相摸守ニ關

修身說 卷七 金誌 堂

スルヲ以衆吏論
 シテ、士人ヲ非ト
 セリ、藤綱、權貴ヲ
 避ケズ、是ヲ是ト
 シ、非ヲ非トシケ
 レバ、士人之ヲ恩
 トシ、其ノ國ニ歸
 ラントスルニ及
 ビテ、之ニ報ヒン
 欲ス



廉ナル藤綱ナレバ、之ノ公言スルコト能ハズ、錢
 三百貫ヲ包ミテ、竊ニ藤綱ノ屋後ノ山ニ上リ、之
 ヲ推シテ其ノ邸中ニ落セリ、藤綱、之ヲ見テ笑ヒ
 テ曰ハク、是必彼ノ士ノ爲ル所ナラン、我ノ正レ
 ク事ヲ處セレハ、主君ヲ思ヒテナリ、若贈物ヲ得
 ルノ理アラバ、之ヲ主君ヨリ受ク可キナリト、乃
 之ヲ彼ノ士人ノ家ニ送り返セリト云フ、

第二

法國ノ王ルイ第十四曰ハク、定期ヲ愆ラザルハ、
 國王ノ禮儀ナリト、豈唯國王トシテヤ、人ノ

必守ルベキコトナリ人苟定期ヲ愆テザルトキハ、速ニ他人ノ倚信ヲ得可シ、昔「ワレントン」ニ仕ノル一書記アリ、嘗期限ニ後レテ來リ、其ノ罪ヲ時辰儀ニ歸シケレバ、「ワレントン」徐ニ曰ハク、然ラバ、汝必他ノ時辰儀ヲ求ムベシ、否ズハ、我他ノ書記官ヲ求ムベシト言ヘリ、

第三

漢ノ范式、字ハ巨卿、少クシテ大學ニ遊ビ、河南ノ張邵ト友タリ、二人各郷里ニ歸ルトキ、式邵ニ二年ノ後、君ノ尊親ヲ拜ス可シト言ヒケレバ、期ニ

至リテ、邵、其ノ母ニ饌ヲ設ケテ、之ヲ俟タント言ヘバ、母ノ曰ハク、二年ノ別ニシテ、千里ノ結言ナリ、爾何ゾ相信ズルノ深キヤト、對ヘテ曰ハク、巨卿ハ信實ノ士ナリ、必、其



修身院約 卷六 三

ハ言ニ乖カドト、其ノ日、巨御果シテ到リ、堂ニ外
リ、母ヲ拜シ、歡ヲ盡シテ別レントズ、

第四

「フランス革命ノ成、ゼルマンノ「フランクホルト
ニ「モセス、ロツスキルドト云フ兩替屋アリ、頗人
ノ信任ヲ得タリ、佛軍「ゼルマンヲ攻メシ成、「ハツ
スカツサル」ノ侯、之ヲ避ケテ「フランクホルト」ニ
之キ、金貨ヲ托セン「モセスニ請ヒシガ「モセ
スハ、危難ノ時ナレバ、固ク之ヲ辭シタリ侯強井
テ之ヲ請ヘルニ固リテ、己「モ」ヲ得ズ、之ヲ諾レ

タツドモ、証券ヲ
出スコトヲ辭セ
リ、是其ノ無難ヲ
保シ難ケレバナ
リ、侯數千「ポンド」
ノ金貨ヲ輸リシ
トキ、佛軍既侵入
セリ「モセス、遠ニ、
之ヲ地中ニ埋メ
ントキ、己ガ財六



百ポンドヲ佛兵ノ爲ニ奪レタリ、其ノ後モセス
ハ、埋藏セシ、金貨ノ一分ヲ用ヒテ、産業ヲ營ミシ
ガ、侯數年ヲ經テ、其ノ國ニ歸ルニ及ビテモセス
ヲ名シテ之ヲ問フニ、金貨ヲ失ハザルノミナラ
ズ五分ノ息錢ヲ加ヘテ之ヲ返サント云ヒ、且當
時ノ景狀ヲ述べ、其ノ一分ヲ用ヒタルコトヲ謝
シケレバ、侯大ニ其ノ公直ニ感メ、僅ノ息錢ヲ以
再之ヲ托セリ、且歐洲各國ノ王侯ニ、此ノ事ヲ告
ゲケレバ、王侯皆モセスヲ銀主トセリ、モセス、是
ニ依リテ大ニ富ヲ得タリト云フモセス、五子アリ

ロンドン、パリ、スウェーデン、三所ニ分住セシメ、
皆盛大ナル兩替屋トナレリ、遂帝王ノ兵ヲ舉グ
ルト、否ザルハ、モセスノ金貨ノ有無ニ由ルト云
フ如キ豪族ト爲リシハ、但其ノ正直ノ一徳ニ在
ルノミ、

第五

鄭叔通、年少キトキ、夏氏ノ女ヲ娶ランコトヲ約
シ、京師ニ遊ビ、學成リテ、官ニ上レリ、後國ニ歸リ
テ、其ノ女ヲ迎ヘントセシトキ、其ノ女病ヒニ因
リテ、啞暗トナレリ、叔通ノ親戚相謀リテ、他ノ女

ラ娶ラントス、叔
 通ノ曰ハク、無病
 ノ時之ヲ娶ラン
 ト約シ、病ヒヲ發
 スルニ及ビテ之
 ニ背クハ、吾ガ心
 ニ於キテ安カラ
 ズトテ、遂之ヲ娶
 レリ、其ノ女ノ子
 后、高官ニ上レリ



ト云フ、

第六

佛國ノ^ピエールト云ヘル人、募リニ應ジテ、兵隊
 ニ入り、行軍セシトキ、其ノ友人^フランメア^ルニ、
 金一千^フランク^クヲ託セリ、既^ノフランメア^ルニ、商
 業機ヲ失シ、家産ヲ蕩盡シ、貧窶ニ陷レリ、或人^フ
 ランメア^ルニ云ヒケルハ、汝、貧窶ニ苦ム^コ甚シ、
 何ゾ^ビエールノ一千^フランク^クヲ使用シテ、一時
 ノ急ヲ救ハザルヤト、^フランメア^ルノ曰ハク^ビ
 エールガ、金ヲ我ニ託センヨリ、我モ妻子モ、曾囊

紐ヲ解キレコトナシ君子ノ君子ニ託セシ物ハ
 一鎖一鑰ヲ要セズ我假令餓死ストモ之ニ手ヲ
 觸レジト其ノ後六年ヲ經テ、¹ピエールガ歸期既
 滿チタレドモ音信アラザレバ其ノ存亡ヲ知ル
 者ナシ此ノ時¹フランメア¹ノ貧困益甚久舉家
 饑色アリケレバ或人又云ヒケルハ人¹ピエール
 ノ事ヲ知ル者ナシ其ノ死セシ事疑ヒナシ汝其
 ノ遺物ヲ受ク可キナリ何ゾ徒ニ財貨ノ傍ニ坐
 レテ貧困スルコト此ノ如キヤ其ノ財貨ハ則天ノ
 汝ヲシテ富饒ノラシムル所以ナリト¹フランメ

ア¹答ヘテ曰ハ
 ク我人ノ財貨ニ
 依リテ吾が身ヲ
 立ツルコトヲ欲セ
 ズ人ハ此ノ囊中
 ニ金色粲然タリ
 ト思フトモ我ハ
 瓦石ノ磊々タル
 ガ如シ且之ヲ開
 ケバ數頭ノ毒蛇



曉斎

出デ來リテ、我フ咬マント思フノミ、我ハ他人ノ
美味ヲ喫センヨリハ、吾ガ粗糲ヲ食ヒテ、饑餓ヲ
忍バンコトヲ好メリト、一日、街上ニ太鼓喇ハノ
聲響キテ、一「レ」シメントノ兵隊通行セリ、是則「レ」
エ「ル」ガ、久ク敵中ニ囚虜トナリシガ、今其ノ部
下ノ兵ヲ帥井テ歸リ來ルナリ「レ」ビエ「ル」ハ、アラ
シメア「ル」ノ貧窶ヲ見テ、己ガ託セン財貨ハ、既使
用センナラント思ヒ、之ヲ問ハザリシガ、「フ」ラン
メア「ル」ハ、其ノ恙ナキヲ賀シ、直ニ金囊ヲ返セリ
ト云フ、

第七

一農夫アリ、其ノ童子ヲ「ニ」ウ「ヨ」ルクノ一商家ニ
入レテ、商業ヲ習ハシメタリ、一日、一婦人其ノ舗
ニ來リ、絹衣ヲ買ヒテ、童子之ヲ疊ミシ時、穿穴ア
ルヲ見テ、婦人ニ云ヒケルハ、之ヲ君ニ示スハ、我
ノ務メナリト、婦人乃買フヲ止メテ去レリ、主
人之ヲ見テ大ニ怒リ、書ヲ農夫ニ送りテ、速ニ童
子ヲ攜ヘ歸ルベシト云ヒケルニゾ、農夫ハ驚キ
來リテ、其ノ故ヲ聞フ、主人告グルニ前日ノ事ヲ
以シテ此ノ兒ハ商人ノ才ナシト云ヒケレバ、農

夫ハ、君ノ告グル
所ノモノ、則吾ガ
子ノ罪ナラバ、我
ハ益之ヲ愛セン
トテ、攜ヘ歸リシ
ト云ス、

第八

大岡越前守忠相
ハ徳川將軍ノ臣
ナリ、嘗山田奉行



タリシトキ、山田ノ人、和歌山藩ノ人ト、相關スル
訴訟アリテ、數年來決セザリシガ、忠相直ニ之ヲ
斷ジテ、山田ノ人勝ツコトヲ得タリ、是決シ難キ
獄ニハ非リシカドモ、舊ノ奉行、和歌山ハ、將軍連
枝ノ大藩タルヲ以、其ノ權威ヲ懼レテ、之ヲ決セ
ザリシナリ、時ニ吉宗、和歌山ノ藩主ナリシガ、其
ノ正直ナルヲ嘉シ、將軍ト爲ルニ及ビテ、舉ゲテ
江戸ノ町奉行ト爲シケルガ、忠相遂公明正直ヲ
以顯レタリ、

第九

ギリキー王ピラス、ローマト兵ヲ構セシトキ、ピ
ラスノ醫師、陰ニ書ヲローマノ大將「アブリシウ
ス」ニ贈リ、ピラスヲ毒殺セント欲スルノ意ヲ云
ヒ、以賞ヲ得ント欲ス、アブリシウス其ノ書ヲピ
ラスニ送リテ曰ハク、王、今ヨリ朋友ヲ擇ブ所以
ヲ慎メト、ピラス大ニ其ノ雅量ヲ感シ、悉クローマ
ノ俘囚ヲ還セリ、アブリシウスモ亦ギリキーノ
俘囚ヲ還シテ曰ハク、我ノ姦人ヲ王ニ發露スル
所以ハ、王ノ身ヲ愛スルニ非ザルナリ、吾ガロー
マハ堂々正々ト旗ヲ以敵ニ勝ツコトヲ欲ス、陰

謀姦計ヲ以スルヲ欲セザルナリト、

第十

晋ノ大夫祁奚、老セリ、晋君問ヒテ曰ハク、孰カ子
ノ職ヲ嗣グ可キ者ゾ、對ヘテ曰ハク、解孤ヲ以セ
ヨ君ノ曰ハク、子ノ讎ニ非ズヤ、對ヘテ曰ハク、君
可ナル者ヲ問フ讎ヲ問フニ非ザルナリ、晋君遂
解孤ヲ擧ゲテ之ヲ用ス、後又問ヒテ曰ハク、孰カ
國尉トナス可キ者ゾ、祁奚ノ曰ハク、午ヲ以其ノ
任ニ當ツ可キ、君ノ曰ハク、子ノ子ニ非ズヤ、對ヘ
テ曰ハク、君可ナルモノヲ問フ、子ヲ問フニ非バ

ト君子之ヲ評シテ曰ハク、外舉仇讐ヲ避ケズ、内
舉親戚ヲ避ケズ、邠奚ノ如キハ、至公ト云フ可シ
ト、

第十一

「ワシント」ニ一友アリ、獨立戰爭ノ際、英軍ト戦
ヒ、其ノ左右ニ在リテ、大ニ親愛セラレタリ、會ワ
シント「シ」ノ吏員闕ケタレバ、衆以爲ヘラク、必之
ニ補セラレント、時ニ曾「ワシント」ノ議ニ抗抵
シ、且之ヲ陷レント謀リ、又其ノ親友ト仇ナル人
アリ、此ノ人才能アリケレバ、「ワシント」ハ、其ノ

友人ヲ舉ゲタリ、此ノ人ヲ用ヒタリ、人アリ、之
ヲ問フニ、答ヘテ曰ハク、我合衆國ノ大統領ヲ以、
人ヲ用フル間ニ於キテ、豈私愛ヲ以、公道ヲ害ス
可シヤト、

第十二

宋ノ趙清獻公ハ、名ハ抃、字ハ閱道ト云フ、晝間爲
ル所ノ事、夜必香ヲ焚キテ、以天ニ告グ、告ク可カ
ラザル者ハ、敢爲サバリシナリ、羅馬ノ官長「ジュ
リウス、ドルーシユス」ハ、其ノ居屋四面呈露シテ、
近隣ノ人、明ニ其ノ中ヲ見ル可シ嘗一人アリ、之

ニ言ヒケルハ公
 ノ居、甚便ナラズ
 若我ニ卑フルニ
 五「タ」レントヲ以
 セバ、則能ク之ヲ
 改メ、人ヲシテ、明
 ニ見ルコトヲ得
 ガラシメント、ド
 ルーレユズノ曰
 ハク、汝能ク吾が



居ヲ改メ、更ニ開啓玲瓏一房ノ屏隠スル者無ク
 我ノ家ニ在リテ、爲ル所ノ者ハ、闔都ノ人皆之ヲ
 見ルコトヲ得セシメバ、則我應汝ヲ賞スルニ十「タ」
 レントヲ以スベシト、

第十三

後漢ノ楊震、太守トナリテ、東萊郡ニ趣キ、昌邑ヲ
 經シトキ、邑ノ令王密ハ、向ニ震ノ爲ニ舉ゲラレ
 タル者ナルガ故ニ、夜ニ入りテ、金十斤ヲ懷ニシ、
 震ノ旅館ニ往キテ、之ニ遺リケレバ、震辭シテ故
 人君ヲ知レルニ、君ノ故人ヲ知ラザルハ何如ゾ

ト云へバ、暮夜之
 ヲ知ル者無シ、願
 ハクハ君之ヲ受
 ケヨト云ヒケル
 ニ、震ハ暮夜ト雖
 天知リ、地知リ、我
 知リ、子知ル、何ゾ
 知ル者無シト謂
 フコトヲ得ンヤ
 トテ之ヲ受ケザ



リシトゾ

第十四

ウエリレトシト云ヘル人ハ、事務ヲ辨理スルノ
 オアルノミナラズ其ノ行モ亦正直寛厚ニシテ
 敵國人民ノ信任ヲ受クルニ至レリ、法國ノ大將
 ノトルトハ、スペインヨリ、多ク高價ノ圖畫ヲ奪
 ヒ歸リシガウエリントシハ、敵地ニ入ルト雖一
 錢モ掠奪スルコト莫ク過クル所、盡其ノ費エヲ
 償ヘリ、スペインノ軍四萬人ト共ニ、法國ノ境ニ
 入リシ時、カペインノ兵、貨物ヲ搶奪セシトセリ

ウエリントン¹其ノ軍官ヲ呵責スト雖之ヲ聽カザリケレバ悉其ノ軍ヲシテ其ノ國ニ返ラシメタリ、法國ニ在ルトキ、其ノ農民貨物ヲ攜ヘ難ヲ逃レテ英ノ軍塞ニ來リテ、保護ヲ受ケントテ請フモノアリシトキ、英國ノ相臣ニ寄セシ書中ニ吾ガ輩多ク金錢ヲ借りテ、未之ヲ償ハザレバ門ヲ出デ債主ノ顔ニ對スル¹能ハズト云ヘルニトアリケルヲ、エウレルト云フ人贊美シテ、ウエリントン¹ノ功業多シト雖此ノ言ヨリ大ナル者莫クマダ尊キ者莫シ、夫三十年ノ間、大軍ノ長ト

ナリ、大功ヲ顯セル人ナルニ、借債ヲ懼ル、¹此ノ如シ、其ノ心ノ正直ナルコト知ル可シ、古ヨリ敵國ヲ襲ヒ、凱歌ヲ奏セシ、帝王將帥ノ中ニ、此ノ懼心アリレモノ有リヤ、古來ノ史冊上、未嘗此ノ如キ正直誠樸ノ言行アラザルベシト云ヘリ、蓋ウエリントン¹、他人ヨリ物ヲ借りタルトキハ、約ノ如ク之ヲ償フ¹ヲ、最善最貴ノ事トヤリ、之ヲ以惟ルニ、縱令イカナル大事業ト雖、人ノ一錢ヲ損シテ成スコトハ、必之ヲ爲サミルベシ、

衛ノ靈公、夜夫人ト坐セシトキ、車聲麟々トシテ、
闕ニ至リテ止リ、闕ヲ過ギテ復聲アルヲ聞ケリ、
公夫人ニ誰ナラント問ヒケレバ、夫人是必、蘧伯
玉ナラント言ヘリ、何ニ由リテ之ヲ知ルヤト問
ヘバ、夫人曰ハク、妾聞ク、禮ニ下、公門式路馬ト、夫
忠臣孝子ハ、昭々ノ爲ニ節ヲ信ベズ、冥々ノ爲ニ
行ヲ墮サズ、蘧伯玉ハ賢大夫ナリ、必暗昧ヲ以、禮
ヲ廢セジ、是ヲ以之ヲ知ルト答ヘケリ、公人ヲシ
テ之ヲ視セシムルニ、果シテ伯玉ナリシトゾ、

第十六

リヨ一ナルド十二歳ノ時、父ヲ喪ヒ、母子自給ス
ルコト能ハズ、慨然トシテ謂ヘラク、我ハ能ク讀
ミ、能ク書シ、能ク算ス、若廉直ト勉強トヲ以、是ニ
加フル片ハ、何ゾ衣食ヲ得ザルノ患ヒアラシヤ
ト、母ノ允シテ得テ、一都府ニ至リ、亡父ノ友「ベン
ソ」ト云ヘル商人ノ家ニ仕ヘタリ、是ヨリ若誤
失アル片ハ、直ニ首服メ罪ヲ謝シ、勤勞ヲ以之ヲ
償ハン。ソヲ請ヒケレバ、「ベンソ」大ニ之ヲ信愛
セリ、「ベンソ」ノ家ニ女宰アリ、常ニ不正ノ事多
カリケルガ、「ベンソ」ノリヨ一ナルドヲ信用ス

ルヲ見テ、已ヲ監
 察セシムルモノ
 ナラント思ヒ、之
 フ却ケントシテ、
 種々ニ之ヲ讒ス
 レバ、「ベレソシハ
 聽カズシテ、其ノ
 正直ヲ知ラセン
トテ、故ニ過多ノ
 金貨ヲリヨーナ



洗髪

ルドニ托シテ、物ヲ買ハシメ、一錢モ私セザルコ
 トヲ示セリ、一日、又故ニ、金貨ヲリヨーナナルドノ
 傍ニ棄テ置キケレバ、彼ノ婦リヨーナナルドニ、之
 ヲ拾ヒテ分タンコトヲ勸メケレドモ、リヨーナ
 ルドハ、我ハ之ヲ主人ニ報ゼント云ヒテ、從ハザ
 リシトゾ、主人遂リヨーナナルドヲ養子ト爲シ、其
 ノ家ヲ讓リタリト云ス、

第十七

支那春秋ノ時、宋人玉ヲ得テ、之ヲ司城子罕ニ獻
 ゼシニ、子罕之ヲ受クザリケレバ、玉ヲ獻ゼル者、

此ノ玉ハ之ヲ王人ニ示スニ、寶ナリト云ヘリ、故
ニ之ヲ君ニ獻ズルナリト云ヘバ、子罕ハ我ハ貪
ラザルヲ以寶トス、汝ハ玉ヲ以寶トセリ、若我、汝
ノ贈ヲ受ケバ、是我ト汝ト各其ノ寶ヲ失フナリ
ト云、之ヲ受ケザリシトゾ、

第十八

朋友ハ、人間ノ最、貴重ス可キ者ニシテ、之ヲ除ケ
バ他ニ畢生ノ幸福ヲ輔成スベキ者ナシ、故ニ衆
ト苦樂ヲ共ニシテ、己ガ喜ビハ、之ヲ他人ニ分チ、
他人ノ憂ヒハ、之ヲ己ニ分ツベシ、狄仁傑ハ、唐ノ

并州大原ノ人ナリ、朝ニ任ヘテ、法曹參軍トナル、
時ニ、友人鄭崇質、命ヲ受ケテ、遠方ニ使ヒセント
ス、仁傑之ニ云ヒケルハ、足下、老母ノ病ヒニ卧ス
アリ、遠ク去ランコト、我之ヲ視ルニ、忍ビズ、我足
下ニ代リテ此ノ命ヲ奉ゼント、乃上書シテ崇質
ヲ止メ、自之ニ代レリト云ス、

世人ノ交ルヤ、優遊無事ノ日ニ當リテハ、手ヲ
把リテ歡ヲ爲シ、死生相共ニシ、榮辱互ニ受ク
ル者ノ如シ、一旦事不意ニ起リ、禍自前ニ生ズ
ルニ及ビテハ、翻然トシテ、秦人が越人ノ肥瘠

ヲ見ル如クナ
ルコト往々之
有リ仁傑ノ行
ヲ見テ愧ヂザ
ル可ケンヤ、

第十九

一日、英國ノ海口
ニ、大風暴ニ起リ、
一舟覆リ沈ミシ
カバ、二船出デ、



之ヲ救ヘリ、沈舟ニ水夫三人アリケルガ其ノ一
人ハ既溺レ二人ハ方涸ゲリ、救船ヨリ繩ヲ投シ
テ、甲ニ及ビケレバ、甲ハ受ケズシテ、曰ハク、願ハ
クハ先ヅ彼ヲ救ヘ、彼ノ危キコト一瞬ヲ容レズ、我
ハ尚間アリト、乃乙ヲ救ヒ、再繩ヲ甲ニ投ケ掛ケ
之ヲ救ヒケリ、此ノ時甲ハ將沈マントシタリシ
トゾ、

第二十

アリスチツハスト云ヘル人、イスチ子スト云フ
人ト事ヲ争ヒ隙ヲ成セリ、一日、アリスチツハス

「イスチ子スニ母ヒケルハ、願ハクハ、復與ニ驩ヲ
結ビテ、朋友トナラント、」イスチ子ス曰ハク、然リ
我モ亦心ヲ傾ケテ相交ル可シトアリスチツハ
「我ノ年ハ、子ヨリ長ゼリ、故ニ先ヅ我ヨリ意ヲ
起シテ和セシト欲スルナリト言ヒケレバ、」イス
チ子スハ、我ノ賢誠ニ子ニ及バズ、何ントナレバ
我ヨリ争ヒヲ起シテ、子ヨリ和ヲ勸メレバナリ
ト言ヒントゾ

第二十一

細井廣澤、擊劔ヲ堀内源太左衛門ニ學ブヲ以、赤

穂ノ臣堀部武庸ト門ヲ同クシ、情交尤密ナリ、大
石良雄等四十六人吉良氏ノ邸ヲ襲フノ前夜、
當リテ、源太左衛門ノ家ニ會セリ、廣澤竊ニ鶏卵
數十箇ヲ齎シテ此ニ趣キ、武庸及ビ他ノ士五人
ト盃ヲ傾ク、武庸其ノ鶏卵ヲ地ニ投ジ、碎破シテ
曰ハク、明夜、敵讐ヲ破ルモ亦此ノ若シト、廣澤其
ノ言ヲ壯トシ、一絶ヲ口吟シテ曰ハク、結髮爲奇
士、千金那足言、離別情無盡、膽心一劍存、武庸淚下
ルヲ數行、交誼ノ厚キヲ謝ス、廣澤モ亦淚ヲ拭ヒ、
五ニ慇懃ヲ致シテ別レリ、廣澤既家ニ歸リ、竊ニ

其ノ志シヲ獲ガ
 ランコトヲ恐レ、
 懸念シテ已マズ、
 其ノ明夜四鼓ヨ
 リ八鼓ニ至ルマ
 デ、自屋上ニ登ル
 コト數回婢奴門
 生、皆寢ニ就キテ、
 之ヲ知ル者無シ、
 時ニ十二月十四



日、月輝淒涼、寒氣殊ニ甚シ、獨妻某氏、睡リ覺メ、訝
 リ問ヒテ曰ハク、良人何ヲ以深夜ニ至リ、屢高キ
 ニ登ルヤ、廣澤ノ曰ハク、天象ヲ窺ヒ、星纏ヲ瞻ル
 ノミト、獨燈下ニ坐シテ、書ヲ讀ミ、鷄鳴ノ頃始メ
 テ寢ニ就ケリ、蓋是ヨリ先、武庸廣澤ニ告グルニ、
 報讐若其ノ志シヲ獲ザレバ、吉良氏ノ邸ヲ焚燒
 シ、四十六人、均ク焰煙ノ中ニ自殺スルヲ以セ
 シ故ナリ、東方既白クルニ及ビテ、疾ク門戸ヲ叩
 ク者有リ、廣澤遽ニ起チテ之ヲ迎フ、武庸全身血
 ニ染ミ、高ク呼ビテ、宿志既遂ゲ了ル、同志ノ士、今

將高輪ノ菩提院
ニ之カントス、平
生ノ交誼ヲ辱ウ
ス、誠ニ生別此ニ
限ルト云ヒテ、疾
走シテ去レリ、廣
澤刀ヲ佩ビ、袴ヲ
著クルニ、追アラ
ズ、跣ニノ追ヒテ
永代橋ニ至レバ



四十六士、橋ヲ過クル、方ニ半ナリ、僅ニ武庸及
ビ面識スル所ノ士五人ト永訣シテ歸レリ

第二十二

人ヨリ受ケタル恩徳ハ、恰危急己ムコトヲ得
ザル時ニ借リタル財物ノ如シ、豈之ヲ償ハザ
ル可ケンヤ、一老農アリ、冬日郊外ヨリ歸ルニ
當リ、途ニシテ凍蛇ノ將死セントスルヲ見テ、
之ヲ憐ミ、懷中ニ入レテ、家ニ歸リ、爐頭ニ置キ
テ煖メケレバ、其ノ蛇蘇リテ頭ヲ抗ダ、舌ヲ吐
キ、蜿蜒トシテ兒童ヲ逐ヘリ、老農大ニ怒リ、斧

ヲ以之ヲ打殺
 セリト云フ人
 トシテ恩ヲ知
 ラザル者ハ何
 ゾ此ノ蛇ト異
 ランヤ

彌兵衛ハ江戸銀
 坐町平野喜四郎
 ノ家僕ナリ、喜四
 郎家奴ノ事ニ坐



シ、伊豆國三宅島一流サル、ニ及ビテ、彌兵衛喜
 四郎ヲ懷ヒテ措クヲ能ハズ、舟楫ヲ操ルコトヲ
 學ビ、海賊方小笠原彦太夫ノ部下ノ水手ト爲リ、
 遂島ニ航シ、比年喜四郎ガ爲ニ蓄ヘシ所ノ物品
 若干ヲ贈リタリ、後喜四郎赦ニ會ヒテ歸府シタ
 ル時、彌兵衛財ヲ竭シテ、其ノ資用ヲ助ケシトゾ、

第二十三

佛國ニ富饒ナル一婦人アリ、恒ニ貧人ヲ救恤シ
 テ、大ニ衆人ノ尊敬ヲ受ケタリシガ、故アリテ其
 ノ家産ヲ盪盡シ、已ムコトヲ得ズ、都城ヲ出デ、

幽僻ノ地ニ居ヲ
 占メタリ、婦人ハ
 漸次ニ貧窶ニ迫
 リケレバ、一日、快
 ヲトシテ、獨坐セ
 ルトキ、一老人ノ
 之ヲ訪フアリ、是
 則「ミシエール」ト云
 フ者ニシテ、婦人
 ノ家勢隆盛ナル



性善所

時ニ仕ヘシ者ナリ、「ミシエール」ハ、婦人ノ落魄シテ
 昔日ノ景況ト、天淵ノ差異アルヲ見テ、驚愕悲歎
 シ、其ノ攜フル所ノ金貨ヲ出シテ、我貴婦ノ膝下
 ニ在ルキ、貴婦我ヲ遇スルニ慈愛ヲ以シ、我ヲメ
 兒子ヲ養育セシメ、我ヲメ田園居宅ヲ買ハシメ
 タリ、我ハ貴婦ノ恩惠ニ依リテ、小丘ニ葡萄ヲ藝
 シ、安然トシテ老ヲ送レリ、然ルニ貴婦不幸ニシ
 テ、貧窶ニ陷レリ、故ニ吾ガ田ト吾ガ家トヲ賣リ
 テ、得ル所ノ金ヲ貴婦ニ奉呈スルナリト言ヒテ
 之ヲ贈リケル、

第二十四

羅馬國ニ於キテ、罪人ヲ以、野獸ト戰ハシメシ
アリシトキ、一大獅アリ、獰猛ノ狀、看ル人寒心セ
ザルハ無シ、一罪人ヲ出シテ、之ト戰ハシメント
セシガ、獅子ハ忽罪人ノ前ニ佇リ、憤怒ノ猛相ヲ
變ジ、色ヲ和ケ、進ミ近ツキテ、犬ノ主人ニ媚ブル
ガ如ク、尾ヲ揮ヒテ、其ノ足ヲ舐リケリ、罪人ハ、既
死地ニ陥リ、心魂擾亂シテ、爲ス所ヲ知ラザリシ
ガ、其ノ己ニ媚ブルヲ見テ、心ヲ静メテ、之ヲ熟視
シ、其ノ舊恩ヲ忘レズシテ、己ヲ愛敬スルヲ覺

リタリ、此ニ於キ
テ、數千ノ觀客且
驚キ且喜ビ、手ヲ
拍チテ、喝采ノ聲
ヲ發シタリ、羅馬
帝乃其ノ罪人ヲ
名シテ、其ノ故ヲ
問ヒケレバ、答ヘ
テ曰ハク、臣ハ奴
隸ニシテ、ア



ロクレースト云フ者ナリ、臣ガ主人ナリシ人、
フリカノ「プロコンシユル」ノ官ニ在リシトキ、臣
其ノ殘酷ニ堪ヘズシテ「ツビ」ノ大沙漠ニ向ヒ
テ逃走セシガ、炎熱燬クガ如クナリケレバ、一窟
ニ入リテ日光ヲ避ケタルトキ、彼ノ獅子、氣息喘
々トシテ馳セ來レリ、臣之ヲ見テ、始メテ其ノ巢
窟ナルコトヲ知リタレバ、既逃グルノ路無ケレ
バ、身ヲ一隅ニ僭メタリシガ、獅子ハ窟中ニ入リ
來リテ、臣ヲ害セントスルヲ莫ク、一脚ヲ擡ケテ
臣ニ眈シ、救ヒヲ乞フ者ニ似タリ、臣乃仔細ニ之

ヲ檢スルニ、一大刺ノ肉中ニ止ル者アリ、因リテ
其ノ意ヲ領シ、之ヲ抜キ去リ、肉ヲ推シテ膿汁ヲ
出シ、創面ヲ拭ヒテ之ヲ清潔ナラシメタリ、是ニ
於キテ、獅子ハ愉快ノ狀ヲ顯ハシテ、睡リニ就ケ
リ、爾后獅子ト起卧飲食ヲ共ニスルコト三年ナ
リ、一日、獅子ノ他ニ出デ、在ラザルニ、窟中ヲ走
リ出デ三日ノ間旅行セシガ、復兵卒ニ捉レテ舊
ノ主人ニ還サレケレバ、主人、遂臣ヲ此處ニ送り、
以人獸戰鬥ノ刑戮ニ處シタリト、數千ノ觀客之
ヲ聞キ、其ノ奇談ニ感シ、皆聲ヲ揚ゲテ、「アンドロ

クレースヲ赦シテ、自由ノ身トセンコトヲ乞ヒケ
 レバ、羅馬帝之ヲ允許セラレタリ、後帝其ノ獅子
 フアンドロクレースニ賜ハリケレバ、獅子ハ恰
 犬ノ如ク狎レ媚ビタリト云フ

修身說約卷ノ七終

明治十二年九月廿日版權免許
 同十四年三月廿四日再版御届
 同十五年十二月十四日六版御届

同十二年十一月校訂
 同十四年九月五日讓受御届

八錢

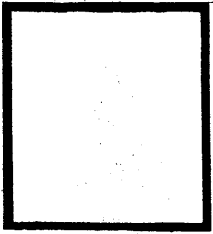
編纂人

群馬縣御用掛
 木戸麟

出版人

東京府士族
 原亮三郎

東京日本橋區
 本町三丁目十七番地



修身說約

木戶麟編輯

九

K110.1
55
9